

尾張旭市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和元年7月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成 29 年度及び平成 30 年度のハマダスポーツ企画株式会社（体育施設）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成 31 年 4 月 25 日から令和元年 5 月 29 日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 文化スポーツ課）

体育施設の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成29年度及び平成30年度のシンコースポーツ株式会社名古屋支店（新池交流館）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成31年4月25日から令和元年5月29日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 市民活動課）

新池交流館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成29年度及び平成30年度の株式会社日本保育サービス（三郷、瑞鳳及び渋川児童館）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成31年4月25日から令和元年5月29日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの こども課）

(1) 三郷児童館及び瑞鳳・渋川児童館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。

また、瑞鳳・渋川児童館の管理運営に関する年度協定において、公民館にて一括契約し、請求を受ける光熱水費等の負担金の支払い方法について定めていなかった。

- (2) 指定管理者から報告された収入支出の執行状況において、経費の詳細内容が明確に整理されていないものが見受けられた。運営管理をしていく上で必要な経費の算定が適正かどうかを判断するためには、支出内容の詳細や金額の算出根拠について、実際の収支状況を明らかにする必要がある。